

**日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）**

**日**常生活自立支援事業ってなに？

* 日常生活上の判断が十分にできず、日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように暮らしや福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行うものです。

**例えば、こんなことでお困りではないですか？**

毎日の暮らしに

必要なお金の管理に不安がある

　ひとりで選んだり決めることに

不安がある

福祉サービスを

使いたいが

どうすればいいかわからない

商品を

すすめられると

ことわりきれず、

ついいらないものを買ってしまう

通帳や年金証書を

どこにしまったか

忘れてしまう

知らないうちに

預貯金が引き出され、年金が使われている

**具**体的になにをしてくれるの？

　

* 福祉サービス利用援助（福祉に関する相談・助言・情報提供など）

福祉サービスの利用や解約、年金などの利用手続きを一緒に考えながら支援します。

* 日常的金銭管理サービス（利用者に代わってお金の出し入れを支援）

金融機関からの預貯金の出し入れや公共料金などの日常的な支払いを支援します。

* 書類等預かりサービス（大事な書類等を社協で貸金庫にて保管）

通帳や印鑑、年金証書、土地の権利証書などの日頃使わないけれど、

なくすと困る大事なものなどをお預かりします。

ご利用される場合は？

* お近くの社協（地域福祉活動センター）が相談窓口ですので、お気軽にご相談ください。

この事業は、社会福祉の法律に基づいて行いますので、安心してご利用できます。